# 決算特別委員会(第2分科会) 資 料

1 地域公共交通の市町村ごとの独自施策の状況 1

地域振興部

令和6年10月23日 決算特別委員会第2分科会資料 地域振興部交通対策課

## 地域公共交通の市町村ごとの独自施策の状況について

#### 1. 調査方法

県内の各市町村に対し、令和6年10月1日時点で実施されている地域公共 交通にかかる独自施策を対象に調査を実施

## 2. 主な独自施策について ※回答のあった全施策については別添参照

回答のあった独自施策は、概ね以下の5つのパターンに整理される

#### (1) 高齢者、障がい者等を対象とした施策(13市町村28事業)

江津市タクシー利用助成事業【別添1-15】

| 概要    | 高齢者及び運転免許証自主返納者等を対象に、移動支援と公共交             |  |  |  |
|-------|---|--|--|--|
|       | 通機関の利用促進のため、タクシー利用券を交付                    |  |  |  |
| 対象・要件 | ・75歳以上の者                                  |  |  |  |
|       | ・運転免許証の自主返納をした者、又は有効期限切れにより免許             |  |  |  |
|       | の効力を失った者                                  |  |  |  |
| 内容等   | 1 枚 500 円の利用助成券 4 枚つづり 1 セット(額面 2,000 円分) |  |  |  |
|       | を 1,000 円で販売                              |  |  |  |

#### 川本町介護タクシー利用助成事業【別添1-22】

| 概要    | 入退院及び通院等のため、リフト付きタクシー又はストレッチャ  |  |  |  |  |
|-------|--------------------------------|--|--|--|--|
|       | ー付きタクシーを利用する高齢者又は重度障がい者を対象に、タ  |  |  |  |  |
|       | クシー利用料を助成                      |  |  |  |  |
| 対象・要件 | ・高齢、身体の障がい等で外出することが困難である在宅の要介  |  |  |  |  |
|       | 護認定者 等                         |  |  |  |  |
| 内容等   | 介護タクシー利用料の 1/2(年度内上限 30 千円)を助成 |  |  |  |  |

### (2) 妊産婦を対象とした施策(1市町村1事業)

津和野町妊産婦通院サポート事業【別添2-1】

| 概要    | 町内で安心して子供を産み育てるための支援策として、妊産婦が |  |  |  |
|-------|-------------------------------|--|--|--|
|       | 通院手段としてタクシーを利用した場合の料金の一部を助成   |  |  |  |
| 対象・要件 | ・津和野町内に住所を有する妊産婦              |  |  |  |
|       | ・母子健康手帳の交付を受けてから出産した子の1歳の誕生日  |  |  |  |
|       | の前日までの間                       |  |  |  |
| 内容等   | タクシー利用券(1 枚上限 18,000 円)を8 枚交付 |  |  |  |

# (3) 運転免許返納者等を対象とした施策(10市町村12事業)

■ 奥出雲町高齢者運転免許自主返納支援事業【別添3-4】

| 概要    | 運転免許を自主返納された方で、申請時に満 65 歳以上の方を対 |  |  |  |  |
|-------|---------------------------------|--|--|--|--|
|       | 象に、利用券を交付                       |  |  |  |  |
| 対象・要件 | ・運転免許を自主返納された方で、申請時に満65歳以上の方    |  |  |  |  |
| 内容等   | 1回につき20,000円分の利用券を交付(自主返納してから5年 |  |  |  |  |
|       | を経過するまでの5回に限る)                  |  |  |  |  |

#### (4) 生活交通の確保に向けた施策(6市町村10事業)

・ 浜田市コミュニティワゴン運送支援事業【別添4-1】

| 概要    | 交通空白地有償運送や自治会等による無償運送を実施する NPO |  |  |
|-------|--------------------------------|--|--|
|       | 法人や自治会等を支援                     |  |  |
| 対象・要件 | ・NP0 法人や自治会等                   |  |  |
|       | ・車両の維持管理に係る費用                  |  |  |
|       | ・運転手の講習受講に要する経費                |  |  |
| 内容等   | 交通空白地有償運送 上限 350 千円            |  |  |
|       | 自治会等無償運送 上限 250 千円             |  |  |

## (5) バス停の整備に対する施策(1市町村1事業)

・ 松江市バス停上屋等整備事業【別添5-1】

| 概要    | バス停に上屋又はベンチを設置し、または修繕する町内会、自治      |
|-------|------------------------------------|
|       | 会を支援                               |
| 対象・要件 | ・町内会、自治会                           |
| 内容等   | 上屋又はベンチの整備費の 2/3 の額又は 50 万円のいずれか低い |
|       | 額                                  |

別 添 資 料

# 地域公共交通に係る市町村の独自施策(令和6年10月1日時点)

#### 1. 高齢者、障がい者等を対象とした施策

| 番号 | 市町村名 | 事業名                | 概要   | 対象者   | 内容・金額など  |
|----|------|--------------------|--|---|--|
| 1  | 松江市  | 松江市移送タクシー事業        | 医療施設等への通院等が難しい在宅の高齢者に対して、タクシー利用券を支給し、タクシーを利用するときの料金の一部を助成するもの            | 次の条件をすべて満たする<br>(1) を<br>(1) を<br>(1) を<br>(1) を<br>(2) を<br>(2) を<br>(3) とと<br>(2) を<br>(3) を<br>(3) 利用申込に係る年度に<br>(3) 利用申込に係る年度に<br>(3) 利用申込に係る年度に<br>(4) 本の場付と<br>(5) のあるに<br>(5) のあるに<br>(6) 本のであが付きを<br>(6) 本ので<br>(7) でありで<br>(7) でありで<br>(8) でありで<br>(9) でありに<br>(9) でありに<br>(9) でありに<br>(9) でありに<br>(9) でありに<br>(9) でありに<br>(9) でありに<br>(9) でありに<br>(1) でありに<br>(1) でありに<br>(1) でありに<br>(1) でありに<br>(2) でありに<br>(3) でありに<br>(4) 本ので<br>(5) とと<br>(5) るとと<br>(6) るとと<br>(7) ること<br>(7) ること<br>(8) ののの<br>(8) ののの<br>(9) とと<br>(9) とと<br>(9) とと<br>(9) のの<br>(9) のの | 1 枚あたり500円のタクシー利用券を<br>1 月あたり6枚支給するもの。(利用<br>期限は1年間とし、1回の乗車につ<br>き、何枚でも使用可能)   |
| 2  | 松江市  | 松江市タクシー利用料助成事業     | 重度身体障がい者、重度知的<br>障がい者及び重度精神障がい<br>者に対する、通院等のための<br>タクシー利用料金を一部助成<br>するもの | 次の条件をすべて満たす者  (1) 松江市に住所を有し在宅であることはでき者手帳1級または精神のこと身体育手帳A判定、級まなは精神に対象をであることを発展であることを発展であることを対したがのである。 (1)心身のは軽したがあるととがあるとがあるとがある。のがあるととがある。のがあるととがある。のがあるとがある。のがあるととに発生を対象を定さきまがあることがある。のがあるととに発生を対象を定さきまります。  | 【配布数】 1月あたり6枚交付、1枚あたり500円助成 (利用期限は1年間とし、1回の乗車につき1枚のみ利用可能) ※人工透付あり 【利用目的を定めない利用券について】 〇配布数 年度あたり最大12枚交付、すでにで交付しする。 (1回の乗車につき1枚のみ利用可能) |
| 3  | 松江市  | 松江市高齢者バス<br>割引乗車事業 | 高齢者の外出支援と社会参加の促進を図ることを目的として、高齢者(満70歳以上の松江市民)の松江市内の路線バスにかかる乗車運賃を割引するもの    | 満70歳以上の松江市民   | 市内路線バス運賃から100円割引   |
| 4  | 松江市  | 障がい者バス優待<br>事業     | 障がい者の外出支援、社会参加の促進を図るために、路線バス乗車運賃について、本人及び介護人の乗車運賃を助成するもの                 | 松江市在住で被爆者手帳又は障が<br>い者手帳の交付を受けている者<br>(障がい者手帳所持者にあって<br>は、重度障がいの場合、その介護<br>者を含む。)  | 対象者の乗車運賃について本人負担<br>分を無料に、及び重度障がい者につ<br>いては介護者分を無料、又は半額と<br>するもの   |

| 5 | 松江市 |                          | 障がい者(児)の外出支援、社会参加の促進を図るために、市内路線バスが通らない地域におけるコニュニティバラ 環入時に障がい者割引で1/2、残りの1/2を市が補助(本人負担なし)                 | 松江市在住で障がい者手帳の交付<br>を受けている者   | 定期券購入時に障がい者割引で1/2、残りの1/2を市が補助(本人負担なし)  |
|---|-----|--------------------------|---|--|--|
|   |     |                          |   | (1)<br>令和7年3月31日時点で70歳以上<br>となる浜田市民  | (1)<br>市内の公共交通機関で利用できる乗車券3,000円分を1,500円で販売(中心部からの距離に応じて上限15冊又は20冊)   |
| 6 | 浜田市 | 敬老福祉乗車券交<br>付事業          | 高齢者等に市内の公共交通機関で利用できる乗車券を販売又は無料交付することで、移動手段の確保や公共交通機関の利用促進を図るもの  | (2)<br>市内在住者で<br>①身体障害者手帳1・2級<br>②療育手帳A<br>③精神障害者保健福祉手帳1~3<br>級のいずれかに該当する者<br>(ただし、人団透析患者・精神障害通院交通費助成をうけている者<br>は除く)                               | (2)<br>ア 市内の公共交通機関で利用できる乗車券15,000円分を無料交付<br>(但し、透析患者には通院距離に応じ上乗せ交付)<br>イ 市内の公共交通機関で利用できる乗車券3,000円分を1,500円で販売<br>(中心部からの距離に応じて上限15<br>冊又は20冊) |
| 7 | 出雲市 | 障がい者福祉タク<br>シー事業         | 障がい者及び車いす又はストレッチャーを使用しなければ外出することが困難な者に対して、タクシーを利用する際の利用料金の一部を助成するもの                                     | 市内に居住し本人及び配偶者が非課税の者(18歳未満は世帯非課税の者(18歳未護を受けている者で、以下のいずれかに該る者で生活者・身体障害者手帳1、2級所持者・精神障がい保健福祉手帳1、2級所持者・常時では保健福祉手帳1、2、トウッチャー使用しなければ外出することが困難な者           | 1 枚につき500円の福祉タクシー券を対象者の該当要件に応じて交付・一般用 36枚・一般用 (視覚障がい1・2級)72枚・車いす用 72枚・ストレッチャー用 144枚  |
| 8 | 出雲市 | 出雲市高齢者福祉<br>タクシー事業       | 自宅から公共交通機関の駅・<br>停留所まで一定の距離がある<br>ところに居住する高齢者の生活行動範囲を広げ、生活の利<br>便性向上や社会参加を促進す<br>るため、タクシー利用券を交<br>付するもの | 対象地区(出雲・平田・湖陵・大社)に居住する70歳以上の高齢者のみの世帯【要件】・自家用車を所有していないこと・自宅から最寄の駅・バス停まで500m(※)以上距離があること・住民税非課税世帯※県中山間地域活性化基本条例施行規則第2条に規定する区域に住所を有する場合は、「200m以上」とする。 | 1枚につき500円のタクシー利用券を、1人当り年間24枚交付   |
| 9 | 益田市 | 匹見地域福祉<br>タクシー利用<br>助成事業 | 匹見地域内で通院等のためタクシーを利用する高齢者や重度身体障害者に対し、福祉タクシー利用券を交付し、住民の福祉の向上と社会参加の促進を図るもの                                 | 匹見地域に住所を有する者で、次のいずれかに該当する者・70歳以上のあ者・70歳以上のあ者・身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳に身体上の障害程度が1級又は2級であるとされている者・歩行が困難と市長が認めた者・その他市長が認めた者                              | ・利用券は、年間1人48枚交付。<br>・利用者は要綱の定めるところにより1回の利用につき440円~1,400円を負担する。<br>・助成対象区間は、匹見総合支所、<br>匹見下公民館又は、道川公民館を起<br>点として住所地の属する集落までの間                  |

|    | 1   |                   | I  | I  | <u> </u>  |
|----|-----|-------------------|--|--|---|
| 10 | 益田市 | 者等福祉タクシー          | 重度の障がいのある者が社会参加又は通院などのためタクシーを利用する際のタクシー利用料金の一部を助成するもの  | 市内在住の在宅者で次いずれかに<br>該当する者<br>①身体障害者手帳の交付を受けた<br>方で、等級が1、2級の方<br>②療育手帳の交付を受けた方で、<br>区分がAの方<br>③精神障害者保険福祉手帳の交付<br>を受けた方で、等級が1級の方<br>④特別障害者手当受給者 | ・タクシー利用券(1枚500円)を 1<br>人当たり年間(交付された日の属す<br>る年度の4月1日から3月31日ま<br>で)24枚交付(※視覚1、2級は36<br>枚)   |
| 11 | 大田市 |                   | 重度の身体障害者、重度の知<br>的障害者、あるいは精神障害<br>者が社会参加、通院等のため<br>に利用するタクシー利用料金<br>を助成する制度                      | 身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1<br>~3級の該当者  | 1枚につき500円のタクシー利用券を<br>1人当り年間24枚交付   |
| 12 | 安来市 |                   | リフト付き乗用車等の利用を<br>補助することにより、重度身<br>体障事者等の日常生活におけ<br>の自立と社会参加の促進を図<br>る制度                          | 安来市内に住所を有し、かつ、、身体障害者手帳を所持する方で、(1)障害者手帳を所持する方ににより、市大方(2)身体障害者手帳の支給を受けが、下肢、体幹、移常時事には、下下であり、方(3)視覚障害1級または2級の方は、戦傷には、戦傷病者特別援護受けた方のより事いすの支給を受けた方  | 申請のあった月から年度末までの月数に応じ、利用券を4枚づつ(最高48枚)一括で交付。対象者は運賃に応じて下記の額を負担・2,000円未満負担額500円・2,000円以上3,000円未満負担額1,000円、3,000円以上4,000円未満負担額1,500円・4,000円以上5,000円未満負担額2,000円・5,000円以上5,000円を差し引いた額 |
| 13 | 安来市 | 安来市高齢者外出<br>支援事業  | 一般の交通機関を利用することが困難な寝たきり等の高齢者が、リフト付き乗用車を利用して外出する際の負担を軽減することによって、制度<br>社会参加の促進を図る制度                 | 安来市内に居住する65歳以上の在宅高齢者で、生計を一にする65歳以上の在宅高齢者で、生計を一にするりまるが市県民税非課税世帯ではまる方。 (1)身体上または精神上の著る人い障害のため常時臥床障害のたい障害重度の歩行機能障害を使用しないれば外出が困難な者と認める者          | ・申請のあった月から、1か月あたり2枚の利用券を交付・自宅を起点として、次の場合に利用する介護タクシーの運賃を片道7,500円を上限に1か月につき2回まで市が負担①保健・福祉制度の申請・利用②福祉施日の会議・研修会などへの参加④医療機関への受診および入退院⑤二親等以内の親族の冠婚葬祭への参加                              |
| 14 | 江津市 | 人及び重度身体障          | 市内に在住する在宅の寝たき<br>り老人、重度身体障害者、特<br>別障害者手当受給者及び介護<br>保険に基づき要介護に認定さ<br>れた人を対象に、福祉タク<br>シー利用券を交付するもの | 市内に在住する在宅の寝たきり老<br>人、重度身体障害者、特別障害者<br>手当受給者及び介護保険に基づき<br>要介護に認定された者  | 1枚500円の福祉タクシー利用券を年間24枚交付(年度途中の交付については、月割り)  |
| 15 | 江津市 | 江津市タクシー利<br>用助成事業 | 高齢者及び運転免許証自主返納者等に対し、タクシー利用助成券を交付することにより、タクシー料金の一部助成を通じてその移動を支援するとともに、公共交通機関の利用の促進を図ることを目的とする。    | 市の住民基本台帳に記録がある者のうち、次の各号のいずれかに該当する者(1)申請をする日において75歳以上の者(2)運転免許証の自主返納をした者、又は有効期限切れにより免許の効力を失った者  | 1枚500円のタクシー利用助成券4枚<br>つづりを1セット(額面2,000円分)<br>とし、これを半額の1,000円で販売<br>(R6に購入できる上限は、6セット)   |

| 16 | 雲南市  | 雲南市高齢者等の<br>バス・タクシー利<br>用料金助成事業 | 高齢者や障害者等が利用する市民バスの使用料及びタクシーの運場り、外間の際のを動したといる。<br>一の運動が変更があれた。<br>一の運動が変更があれたができるようで、<br>大住み慣れたがであります。<br>大学で安心し生活できるよう<br>支援する制度<br>※障害者手帳による割引(1<br>割)後に利用可能                              | 雲南市民で普通自動車運転免許を<br>持たない方のうち、次のいずれか<br>に該当する方<br>(1) 65歳以上の方<br>(2) 身体障害者手帳、児童養護<br>施設・知的障害児施設などの料金<br>割引証、精神障害者保健福祉手<br>帳、漿傷病者手帳、難病のを受給者<br>いる方 | 左記対象者で資格認定申請された方に資格証を交付。資格証の交付を受けている方に、市民バス又は市内タクシー事業を券面額の半額で交付し、使用いただくことで運賃の一部を助成100円券(10枚1セット)を500円で交付500円券(10枚1セット)を2,500円で交付        |
|----|------|---------------------------------|--|---|---|
| 17 | 雲南市  | 視覚障害者タク<br>シー利用料金助成<br>事業       | 公共交通機関の利用が難しい<br>視覚障害者の社会参加を促進<br>するため、タクシーの利用料<br>金を助成する制度<br>※障害者手帳による割引(1<br>割)後に利用可能   | 身体障害者手帳の視覚障害 1 級または2級に該当し、かつ市内に在宅で生活されている方<br>(施設入所者は対象外)   | 交付申請された方に、1枚500円のタ<br>クシー利用券を年間20枚交付<br>※市内のタクシー事業者のみ   |
| 18 | 雲南市  | 福祉タクシー利用<br>料金助成事業              | 高齢者又は重度身体障害者<br>で、外出時にリフト付きを付き<br>シー又はストレッチャー有償<br>タクシー若しくは福祉両両を<br>メールを<br>メールを<br>が行うリャー付き車<br>の一部を<br>がで行っ<br>がである方の利用<br>がでまる<br>がでまる<br>も<br>がでまる<br>も<br>による<br>割引(1<br>割)後に<br>利用可能 | 市内に在宅で生活されている方で、要介護認定を受けている方、身体障害者手帳の交付を受けている方、身体障害者手帳の交付を受けている方、特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方のうち、市が別に定める基準を満たしている方                                   | 交付申請された方に、1枚500円のタクシー利用券を下記の枚数交付<br>車いす対応車用:60枚<br>ストレッチャー対応車用:120枚   |
| 19 | 奥出雲町 | 奥出雲町高齢者生<br>活交通サポート事<br>業       | 自家用車を持たない高齢者等を対象に、町内のバス・タクシー等を利用するときに使える利用券(「生活交通サポート券」)を配布するもの  | 70歳以上の高齢者で世帯員のいず<br>れもが自家用車を持たない方等  | 毎年1回、10,000円分の利用券を配<br>布  |
| 20 | 奥出雲町 | 奥出雲町高齢者タ<br>クシー利用助成事<br>業       | 高齢者生活交通サポート事業の対象者のうち、バスの利用が困難な方を対象に、申請に基づき認定し、タクシー利用基額の一部を町が助成する制度   | 高齢者生活交通サポート事業の対象者のうち、最寄りのバス停から400m以上離れている方、又は最寄りのバス停まで歩行が困難であることを民生委員が認める方  | 助成券 1 枚当たりの助成金額は、利用者の自宅から本町の中心部までの距離に応じたタクシー料金を助成基準額として、次のとおりとするメーター料金~2,000円:1/2<br>~5,000円:メーター金額-1,000円(助成基準額超過分は自己負担)5,000円~:4,400円 |
| 21 | 奥出雲町 | 奥出雲町外出支援<br>サービス事業              | 障害者等を対象に一般タクシーを含む福祉車両(福祉タクシー)を無料又は限度額まで負担することで、通院や入退院など疾病治療や日常生活に必要な外出の支援を行うもの   | ・身体障害者手帳1・2級、又は<br>介護保険法の介護度4・5の認定<br>の方で一般の交通機関の利用が困<br>難な方<br>・身体障害者手帳1・2級の重度<br>の視覚障害のある方  | ・委託福祉車両を利用する場合は、<br>無料<br>・タクシー会社を利用する場合は、<br>上限額を設けた上で、上限額を超え<br>た場合は利用者負担   |
| 22 | 川本町  | 川本町介護タク<br>シー利用助成事業             | 入退院及び通院等のため、リフト付きタクシー又はストレッチャー付きタクシーを利用する高齢者又は産済的な食性の軽減及び健康状態の安定に寄与し、利用者及び家族の福祉増進を図るもの   | 高齢、身体の障害等で外出することが困難である在宅の要介護認定者等であって以下の全てを満たすもの①介護保険適用外の入退院、緊急通院②町内在宅生活者③生活保護法等の支給を受けていない   | 介護タクシー運賃の1/2<br>上限10千円/回<br>片道を1回とし、上限4回/月<br>年度内上限30千円   |

|    | 1     | T                              | I  | I  | T   |
|----|-------|--------------------------------|--|--|---|
| 23 | 川本町   | 川本町腎臓機能障<br>害者通院費助成            | 腎臓機能障害者に対して、医療機関に通院するための交通<br>痩を助成することにより、障<br>書者の生活の安定を図るもの   | 町内在住で、身体障害者福祉法施<br>行規則別表第5に定める障害程度<br>等級表の1級に該当する腎臓機能<br>障害を有し、透析療法を受けるた<br>め医療機関に通院している方  | 通院するために利用する交通機関の<br>乗車券購入費の1/4を助成<br>(他制度による福祉措置を受けられ<br>る場合はこれを除く)                               |
| 24 | 川本町   | 川本町精神障害者<br>通院費助成              |  | 町内在住の精神障害者であり、障害者自立支援法第52条に基づく認定を受け、現に通院医療を受けている方  | 予算の定める範囲内において、交通機関を利用して通院に要した額の1/2を助成(月2回まで)<br>※上限1万円(1ヶ月あたり)                                    |
| 25 | 美郷町   | 福祉タクシー運賃助成事業                   | 医療機関への通院等の手段として、町内の福祉タクシーを利用した際の運賃助成(※利用時に利用登録証の提示が必要)   | ・車椅子またはストレッチャーを<br>利用しなければ外出できない高齢<br>の方<br>・下肢機能障がい、体幹機能障が<br>いまたは視覚障がいのいずれかを<br>有し、車椅子またはストレッ<br>チャーを利用しなければ外出でき<br>ない身体障がいのある方          | 片道を1回として1ヶ月当り8回以内の利用を限度として、運賃の1/2を助成(上限5,000円/回)  |
| 26 | 美郷町   | 要介護者のタクシー運賃助成事業                | 美郷町内のタクシー業者を利用した際の運賃助成<br>(※利用時には介護保険被保険者証の提示が必要)  | 要介護 1 ~ 5 の認定を受けている<br>方   | 片道を1回として1ヶ月当り8回以内の利用を限度として、運賃の1割を助成(上限5,000円/回)   |
| 27 | 津和野町  | 津和野町高齢者等<br>福祉タクシー利用<br>料金助成事業 | 重度障害者等の通院及びバスス制用が困難な者の通院等に対し日常の利便性の向上を図るために、町内でタクー部を別用するることにより、高齢者等の福祉の増進を図ることをものに対金のであることにより、ことを目的としているもの | 1.身体障害者手帳1種1級、2<br>級所持者<br>2.1.身体障害者手帳1種1級、<br>2級所持者のうち障害部位が下肢、体幹又は視覚機能障害の者<br>3.療育手帳Aの所持者<br>4.介護保険に基づき、要介護<br>4、5に認定された者<br>5.その他町長が認める者 | 利用券 1 枚につき500円<br>区間は町内   |
| 28 | 隠岐の島町 | タクシー利用助成<br>事業                 | 隠岐の島町内に住所があり、<br>かつ一定条件を満たしている<br>世帯に対し、居住地から主要<br>な開館、料金等を勘<br>券を交付するもの                                   | 次の①~④のすべてに該当当するる方のすべてに該当当するる方のすべてに該当するる方のすべてに該当するの事情でに使用の方式では、をのの方がを発生でいるでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個                          | タクシー助成券を一世帯につき、対象者の居住地から主要な目的地(隠岐病院)までの距離、料金等を勘案し、申請した日から交付・300円又は600円(4~7月60枚、8~11月40枚、12~3月20枚) |

#### 2. 妊産婦を対象とした施策

| 番号 | 市町村名 | 事業名                 | 概要   | 対象者 | 内容・金額など   |
|----|------|---------------------|--|-----|---|
| 1  |      | 津和野町妊産婦通<br>院サポート事業 | 町内に出産できる医療機関及び常時開設しはないででのではない。町内ではならなでのででのででない。町内ではならなを産のとしてを発のです。 できない の婦 にいる いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっ |     | ・助成対象者が通院するための移動<br>手段としてタクシーを利用する場合<br>に、事前にタクシー事業者へ予約の<br>上、タクシー利用券(1枚上限18,000<br>円)を乗務員に提出<br>・18,000円を超える料金は利用者が<br>支払う<br>・申請者1人に8枚を交付 |

#### 3. 運転免許返納者等を対象とした施策

| 番号 | 市町村名 | 事業名                              | 概要   | 対象者   | 内容・金額など  |
|----|------|----------------------------------|--|---|--|
| 1  | 浜田市  | 運転免許自主返納<br>等支援事業                | 運転免許の自主返納者等を対象に、市内の公共交通機関で利用できる乗車券を無料交付することで、移動手段の確保や公共交通機関の利用促進を図るもの                    | 上記(1)の対象者のうち、平成28年7月1日以降に全ての運転免許を自主返納または失効した者(返納年度または失効年度中に70歳以上であった者)  | 敬老福祉乗車券15,000円分を無料交付<br>(返納又は失効後1回限り)                          |
| 2  | 安来市  |                                  | 運転に不安を感じているドラ<br>イバーによる運転免許証の自<br>主返納を支援し、自主返納に<br>対する心理的な負担を緩衝す<br>ることにより、交通事故を防<br>止する | 安来市内に住所があり、平成31年<br>4月以降に所有する運転免許証を<br>自主返納したもの   | 申請日から安来市広域生活バスの定<br>期券を1年分、減免証明書を無料で<br>交付する(定期券交付は1人1回限<br>り) |
| 3  | 雲南市  | 雲南市高齢者等運<br>転免許証自主返納<br>支援事業     | 高齢者等による交通事故の減<br>少と安心、安全な交通社会の<br>実現を図ることを目的に、高<br>齢者等で運転免許証を自主返<br>納する方を支援する制度          | 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方で、有効期間内のすべての運転免許を自主的に返納し、運転免許証の取消の日からりに1065歳以上の方に1回限り(1)65歳以上の方(2)身体金割引証、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特定医療費受給者証、戦傷病者手帳の交付を受けている方 | 総額20,000円以内で下記のとおり・優待乗車券(8,000円以上)・市内温浴施設の利用回数券(12,000円以内)     |
| 4  | 奥出雲町 | 奥出雲町高齢者運<br>転免許自主返納支<br>援事業      | 運転免許を自主返納された方で、申請時に満65歳以上の方を対象に生活交通サポート券の配布を行うもの   | 運転免許を自主返納された方で、<br>申請時に満65歳以上の方   | 運転免許を自主返納してから5年を<br>経過するまでの5回に限り、1回に<br>つき20,000円分の利用券を配布      |
| 5  | 飯南町  | 飯南町外出支援<br>タクシー助成事業              | 運転免許を持たない者を助成対象者とし、町内でのタクシー利用に対し、運賃の半額を助成する  | 飯南町民で、<br>①18歳以上<br>②運転免許を持たない<br>③町税等公共料金に滞納がない<br>を満たす者   | 運賃の半額を助成<br>①当該年度内に24回以内<br>②町内での利用に限る                         |
| 6  | 飯南町  | 飯南町運転免許自<br>主返納者外出支援<br>タクシー助成事業 | 令和2年4月1日 (制度施行) 以降に運転免許を自主返納した者を助成対象者とし、町内でのタクシー利用に対し、優待乗車券20,000円分を助成する                 | 飯南町民で、<br>①運転免許を自主返納した<br>②町税等公共料金に滞納がない<br>を満たす者   | 20,000円分の優待乗車券を発行<br>(@500円×40枚)<br>①発行から3年以内で有効<br>②町内での利用に限る |

| 7  | 川本町   |                     | 対象地区に住み、要件を満た<br>す方を対象として、タクシー<br>利用金額の一部を町が助成す<br>る制度  | 対象地区(畑野、田水、芋畑、笹畑、田水、芋畑、、<br>畑、田内、川内、小谷、馬野原、<br>多田、久座仁、木路原)<br>①運転免許証を所持していない<br>②世帯で自動車を保有していない<br>③世帯できり動車を開するが、かい<br>きない<br>※3点のいずれかにあてはまる方<br>が対象となる | タクシーのメーター金額に応じて、<br>下記のとおり助成<br>~2,000円: 1/2<br>~5,000円:メーター金額から1,000<br>円を差し引いた額<br>5,000円~:4,000円                           |
|----|-------|---------------------|---|---|---|
| 8  | 川本町   | 高齢者等フリーパ<br>ス事業     | 運転免許証を自主返納された<br>全ての方が移動手段を確保<br>し、外出しやすい仕組みづく<br>りを目的としたもの   | 町内在住で、居住している運転免<br>許証を自主返納した方   | 川本町スクールバスが原則無料で乗<br>れるフリーパスの交付  |
| 9  | 美郷町   | 高齢者運転免許自<br>主返納支援事業 | 運転免許を自主返納した際、<br>バスまたはタクシーの利用券<br>を交付する(交付は最大2<br>回)  | 美郷町内に住所を有する65歳以上<br>の者(返納時点での年齢)  | バス・タクシーいずれかの利用券<br>20,000円分×2回  |
| 10 | 邑南町   | 邑南町タクシー利<br>用助成事業   | ることが困難な者に対してタ<br>クシー料金の一部を助成する<br>ことにより、生活に必要な交   | ①助成利用可能な居住地区に住所があり、実際に居住している②運転免許を所有していない③助成対象時間に自家用車等を使用できない。④上記①②③に該当しないが、助成対象とすべき特別な事情がある場合⑤町税等に滞納がない  | ・対象者は助成利用可能範囲内を乗車1回につき810円(定額)で、タクシーを利用可能(要予約)・町はタクシー事業者にかかった経費から810円/回を差し引いた金額を支払い   |
| 11 | 吉賀町   |                     | 安全・安心の交通社会の実現<br>を図ることを目的とし、運転<br>免許を自主返納した高齢者に<br>対し、路線バスの年間利用券<br>を交付するもの   | 町内に住所を有する運転免許を自<br>主返納した高齢者   | 町内事業者が運行する生活路線バス<br>を利用した場合に使用できる年間利<br>用券を交付。利用者負担金はなく、<br>有効期限は1年間 更新はなし<br>ただし、吉賀町外まで運行区域とす<br>る路線については、町内の区間のみ<br>利用対象とする |
| 12 | 隠岐の島町 | 高齢者運転免許自            | 高齢者が運転免許を自主返納<br>又は失効するにあたり、公共<br>交通機関の回数券等を交付す<br>ることにより、運転免許ドラ<br>ることにより、運転免許ドラ<br>イバーの交通事故を抑止する<br>とともに、公共交通機関の利<br>用促進を図るもの | 次の①及び②に該当する方<br>①隠岐の島町の住民基本台帳に記録されている者で、運転免許の自主返納又は失効した日に満70歳以上の者<br>②平成29年4月1日以降に運転免許を自主返納又は失効した方  | 町内で運行する公共交通機関(バス・タクシー)の回数券を21,000円以内で1回限り交付【回数券の種類】<br>・路線バスの回数券(100円券)・町営バスの回数券(300円券)・タクシーの回数券(300円券)                       |

#### 4. 生活交通の確保に向けた施策

| 番号 | 市町村名 | 事業名               | 概要  | 対象者  | 内容・金額など  |
|----|------|-------------------|---|--|--|
| 1  | 浜田市  |                   | 地域において公共交通空白地<br>有償運送や自治会等無償運送<br>を実施する自治会やNPO法<br>人などを支援するもの   | 自治会やNPO法人など  | (1)車両の維持管理に係る費用<br>(2)運転手の講習受講に要する経費<br>10/10補助<br>公共交通空白地有償運送 上限350千円<br>自治会等無償運送 上限250千円   |
| 2  | 浜田市  |                   | 市内のタクシー事業者等の貸切運送によって高齢者等の交通手段を確保する事業(通知・ ないのりタクシー等地区まちづり組む地区まちづくり推進要する費用の一部を補助するもの                    | 地区まちづくり推進委員会   | 貸切運送料金(片道分)から次のいずれか多い方の額を差し引いた額(補助率:10/10)<br>(1)利用者数×地区まちづくり推進委員会が定める利用者負担額(片道)<br>(2)利用者数×市が設定する基準額(片道)<br>上限額 800千円                             |
| 3  | 安来市  | 生活交通ネットワーク再編事業    | 公共交通空白地域において、<br>有償運送や自治会輸送を実施<br>する自治会やNPO法人など<br>を支援するもの  | 自治会やNPO法人など  | 公共交通空白地域でのデマンド交通<br>運行に対し、必要な車両や経費を負<br>担する(10/10補助)<br>・車両を貸与し、修繕費や保険料は<br>市が負担<br>・運行に係る燃料費は運行者負担<br>(自治会輸送分)<br>・公共交通空白地有償運送の場合<br>は、運転手への報酬を負担 |
| 4  | 江津市  | 長谷地域相乗りタ<br>クシー事業 | 長谷地区の住民が桜江町中心<br>地へタクシーを利用して移動<br>する際に、1人あたり500円の<br>負担で利用できる制度                                       | 長谷地区の住民  | 火曜日と木曜日で長谷地区〜桜江町中心部を1往復運行するタクシーを利用する際に、住民の負担料金を片道500円とするメーター料金と住民負担の差額は、市が負担する   |
| 5  | 美郷町  |                   | 地域において公共交通空白地<br>有償運送を実施する自治会や<br>NPO法人などを支援するも<br>の  | 町内の有償運送運行者   | ①運行補助対象経費 10/10補助<br>※上限200万円<br>②車両購入(更新)補助 10/10補助<br>※上限350万円   |
| 6  | 美郷町  | タクシー利用助成<br>事業    | ①町内を運行する公共交通機関の利用が困難な地域に居住する合性民に対し、タクシー料金の一部を助成。②新型コロイルスワクチン接種を希望し、町内の接種医療機関までの移動が困難な住民を対象に利用料金の一部を助成 | ①自家用車での移動が困難な者<br>②公共交通の利用が難しく、タク<br>シーが唯一の移動手段であること | タクシーのメーター金額に応じ利用<br>者負担(片道400円)の残額を町<br>が助成  |
| 7  | 美郷町  | 公共交通運賃助成<br>事業    | 町内の公共交通の運賃助成を<br>することで、移動手段の確保<br>や公共交通機関の利用促進を<br>図るもの   | ①町民<br>②中学生以下の者(住所要件無<br>し)                          | ①路線バス町内区間 一律200円<br>②路線バス町内区間 無料   |
| 8  | 邑南町  |                   | 町内で公共交通空白地有償運<br>送を実施するNPO法人等を<br>支援するもの  | NPO法人等   | 補助金の額は、公共交通空白地有償<br>運送の運行に要した経費に相当する<br>額とする。ただし、運行欠損額を上<br>限とする   |

| 9  | 吉賀町 | 吉賀町長瀬地域交通対策事業補助金 | 長瀬地区住民の交通機関の確保を図ることを目的に、長瀬地域愛郷会が実施する事業 (乗用タクシーの手配・利用)に要する経費について、補助金を交付するもの | 長瀬地区振興会<br>(金山谷・河津地区の住民)   | 長瀬愛郷会が実施する、長瀬地域交通対策事業に要する経費(乗用タクシーの手配・利用にかかる経費の補助)利用負担金:片道500円<br>※予算の範囲内とする(1週間当たり、3日往復。(1往復当たり5,000円))                  |
|----|-----|------------------|--|--|---|
| 10 | 吉賀町 | 吉賀町タクシー助成事業      | 地域公共交通の相互連携による利便性・効率性の向上を目的とし、特定の地域に居住する高齢者に対しタクシー助成券を交付するもの               | 下記の要件を満たす65歳以上の高齢者<br>①町内に住所を有すること<br>②立河内・幸地及び大野原・木部谷に居住していること<br>③運転免許非保有であること | 町内事業者が運行するタクシーを利用した場合に利用できるタクシー助成券を交付交付枚数は立河内・幸地地域は5,000円/月、大野原・木部谷地域は8,000円/月利用者負担は1回の利用につき、最低300円を支払う吉賀町内の乗降に限り助成券が利用可能 |

#### 5. バス停の整備に対する支援

| 番号 | 市町村名 | 事業名                       | 概要   | 対象者     | 内容・金額など                             |
|----|------|---------------------------|--|---------|-------------------------------------|
| 1  | 松江市  | 松江市バス停上屋<br>等整備事業費補助<br>金 | バスの待合環境を整備し、バスの利用促進を図ることを目的とし、バス停に上屋又はベンチを設置し、又は修繕する町内会・自治会を支援するもの | 町内会・自治会 | 上屋又はベンチの整備費の2/3の<br>額又は50万円のいずれか低い額 |

<sup>※</sup> 市町村主体のバス・乗合タクシーの運行及び通学費に係る助成を除く。